

金属を通して歴史を観る

19. 古代鉄価と文献史学

新井 宏

日本金属工業(株) 顧問

本シリーズでは、今まで主として非鉄金属を通して歴史を観てきた。これから、最大の問題である「弥生時代・古墳時代の金属原料」をめぐる、まとめて数編書くことにしているが、筆者はご承知のように鉄屋である。鉄について書きたいのが山々だったのに、それを後回しにして来たのには理由がある。もともと乏しい古代の金属関係の資料にあって、鉄の場合にはごく断片的な資料しかなく、それだけに視点を定め難く、いわば外野である非鉄金属について書くことで、地ならしをして来たのである。

未だ機が熟したわけではないが、いよいよ今回からは鉄に比重を移して、歴史を観てゆきたい。例によって鉄価評価の問題から入る。

。 文献史家の見方

それでは現在、古代の鉄価格について、一般的にはどのような認識が持たれているのであろうか。まずその代表例として、次の文章を見ていただきたい。

周防と尾張・駿河とを比較しますと、・・・8世紀前期には、中国地方と比べて東日本ではまだ、鉄は随分と貴重品であったとみてよいでしょう。恐らく関東では、鉄の生産はあっても僅かで、甚だしく西高東低の製鉄事情であったと思われます。・・・(しかし延喜式の時代すなわち9世紀半ばになると)8世紀の初めに、鉄価格が西国の3～4倍もしていたという東国の特質は、ここにはもう影を薄めています。

これは、福田豊彦氏の「文献史学から見た古代の鉄」『日本古代の鉄生産』1991年から引用したものであるが、ほぼ同様な内容が、同氏の「文献史料より見た古代の製鉄」『古代日本の鉄と社会』1981年にも、次のように記されている。

中国地方の周防の価格は東海道の尾張・駿河に比較して異常に安く、二〇分の一程度にすぎない。・・・東国の尾張や駿河では鉄生産はまだほとんど行われていなかったとみてよからう。

現存する文献史料から見た時に、古代の鉄価格あるいは製鉄技術水準が、おおよそどのように理解されているか、上述のことで知ることができよう。

ところでこれらの内容は、福田氏の独自の見解と言うよりは、むしろその大部分が、原島礼二氏の先行研究、1968年の『日本古代社会の基礎構造』と1974年の「文献にあらわれた鉄」『日本古代文化の探究・鉄』によっている。この段階で、奈良時代の鉄価格を示す文献史料、すなわち周防、尾張、駿河の三国の正税帳に示された6件の史料について検討が行われ、上記のような結論に達していたのである。

しかし、技術史的に見て、あるいは考古学的に見て、このような結論が妥当なものであろうか。どう考えても、同時代に1桁もの価格差が存在するはずがないというのが、世界各国、各時代の金属価格をまとめて見ての素朴な疑問である。

無視された村上氏の卓見

もちろん、筆者がこのような疑問を持つ前に、同じ視点から、鋭く切り込んだ方がいる。前にも紹介したことがある村上英之助氏である。氏は2回にわたって、この問題を取り上げ(「古代東アジアの各種金属比価について」『たたら研究』21, 1977と「八世紀における日本の鉄価と各種金属比価(再考)」『たたら研究』30, 1989)、8世紀代の三国正税帳6件の鉄価格史料は、いずれも鉄そのものの価格を示すものではなく、加工賃であったり、鉄としての加工度の異なるものであったり、あるい

は計量系の違いがあって、そのまま採用すべきではなく、『延喜式』の記載を中心に、古代の鉄価を論証すべきだとしている。

結論的に言えば、細かい論証過程は別として、筆者も大筋では、村上氏と全く同意見である。村上氏のこの卓見のお蔭で、周防、尾張、駿河の三国正税帳の資料から自由になり得たのは大きな成果であった。しかし、文献史学側が、村上氏の卓見を取り入れていないのは、上述のとおりである。

さて、それではなぜ文献史学側が、村上氏のような深い洞察に至らなかったのであろうか。あるいは村上氏の指摘を尊重しなかったのであろうか。そこには境界領域の研究の持つある種の難しさが端的に現われているように思われる。

すなわち、文献史学側も自然科学側も考古学側も、相手側の専門分野における結論を、都合の良い時は無批判に受け入れるが、具合が悪いと全く無視してしまう傾向を持っている。おそらくその原因は、お互いが相手側の専門レベルにまで到達するには、あまりにも道のりがあり、自己の専門分野を飛び出して相手の土俵に上ることなど、いわば狂気の沙汰と思っているからに違いない。

しかし、問題中心のアプローチをする場合、文献史学とか考古学とか自然科学などと、割り切って住み分けしているわけにはゆかない。このことは、古代計量史という、まさに境界領域の研究をしてきた筆者にとっては、日ごろ痛感してきた点であるが、鉄や銅などの歴史研究の場合も例外ではない。

さて主題に戻ろう。

時系列から見ると、原島礼二氏の論考が著書として発表されたのは、1968年であるが、一般的には1974年の森浩一氏の編集になる『鉄』に概要が載せられてから、よく知られるようになった。それを見て、村上氏が8世紀の鉄価史料の新解釈を提出したのが1977年であり、それからすでに20年以上も経過している。村上氏はさらに1989年にも論考を深めて、再考を発表しているが、文献史学側ではその成果を取り入れている様子がない。せっかくなので、この問題について、概要だけでも紹介し、村上氏の着眼や考察に、筆者の研究結果を付け加えて、まとめておきたい。

村上氏の史料の読み方

まず、問題の三国正税帳6点の史料と『延喜式』の関連史料を示す。()内は、原文では分ち書きである。

(A) 周防国正税帳〔天平十年(738)『寧楽遺文』上巻, p.258, p.260〕

(1) 釘四十二隻(各長五寸重五兩)料鉄十三斤十四兩(小所得十三斤一兩所損十三兩)価稲三束四把五分(以一束買四斤)

(2) 鉄四百四十斤(熟損二百廿斤斤別八兩得二百廿斤)価稲百三十二束(以三束充十斤)

(B) 尾張国正税帳〔天平六年(734)同上, p217〕

鍛并廻等料鉄十七斤直稻百二束(斤別六束)

(C) 駿河国正税帳〔天平十年(738)同上, p227〕

(1) 横刀七刃料鉄五十八斤三兩(刃別八斤五兩)直稻二百六十一束九把(一斤直四束五把)

(2) 鞘料鉄二十斤十兩(口別六兩)直稻十一束八把(一斤直四束五把)

(3) 鉄六十七斤八兩(具別一斤十一兩)直稻二百八十八束一把(一斤直四束五把)

(D) 『延喜式』主計上、主税上禄物価法

鉄二廷(三斤五兩為廷) 畿内……鉄一廷五束

これらの結果を整理すると、次のとおりである。

周防国正税帳 (1) 鉄1斤0.25束

(2) 鉄1斤0.3束

尾張国正税帳 鉄1斤6束

駿河国正税帳 (1) (2) (3) 鉄1斤4.5束

延喜式畿内 鉄1斤1.51束

なお、束は稲額の単位で、米にして当時の5升(現代の2升, 3kg相当)であり、斤は重量単位で、大称(0.6kg相当)と小称(0.2kg相当)の2種類がある。和銅6年(713)からはすべて大称を用いることになっているが、小称による表示も残っており、これが史料解釈における混乱の原因にもなっている。

上記の整理結果を見ると、たしかに鉄価格が1斤0.25束から6束まで、大変なバラつき様であり、村上氏の言うように「これらの値が8世紀の鉄価の正確な反映とはどうい考えがたい」のである。そこで村上氏は次のように考えた。

まず、(A)の(1)であるが、村上氏はこれを釘の加工賃と捉える。それは平安時代の『東大寺修理所修理記』に、五寸釘1隻当りの加工賃(直米)が5合(0.1束)とあり、周防国の場合の0.08束に、ほぼ一致していることによっている。村上氏は、この他にも傍証をあげて加工賃説を補強しておられるが、いずれにしてもこの指摘は極めて大きな研究成果であった。その結果として、古代鉄価格の問題の見通しが急によくなるのである。したがって同一史料に書かれた(A)の(2)が、同様に加工賃表示であったことは、くどくど論証しなくても済

むであろう。要はこれらの史料はすべて鉄価を表わすものではなく、単に加工賃を示しているに過ぎないというのである。

次に、(B) (C) についてであるが、村上氏は初考では、この「料鉄」を単純に素材鉄とみるのではなく、線材や刀の半製品と見て、割高なのは当然であると解釈していた。しかし再考では、これを小称の表現ではないかと自問するようになる（小称なら価格が3倍になってしまうので、何かの勘違いと思われる）。そして、自問した小称説を再び否定して、その流れの中で、束にも大小があり、小束で量ったので、割高になっているのだとの結論に至る。

筆者の意見は、村上氏が初考で示した高級半製品説をむしろ評価し、再考における小束説には、計量史研究者としては同意できない。しかし、本稿で計量史を論じているわけではないので先に進みたい。

正税帳では鉄は支給品

それではなぜ筆者が、村上氏の初考を評価するのか。それは、尾張国と駿河国の正税帳の記述が、周防国正税帳と全く同じ表現形式によっているからある。もし周防国正税帳の場合を加工賃とするならば、尾張や駿河の場合もこれを加工賃としなければ、論理的な統一を欠き、ダブルスタンダードになってしまう。したがって、これらも加工賃表示の可能性が高いのである。もっとも、村上氏の場合は、加工費そのものの評価ではないが、着想的には、素材費＋加工賃であり、この場合、加工賃に近いのである。

● 考えてみれば、鉄は調として国に収められるものである。それ自体が、租穀と同じく税収として入ってくるものであるから、鋳、横刀、鞘などを作らせる時に、発注者側が倉庫から現物支給する方が自然である。束の単位で示される加工賃は、労務費や消耗品などの購入に際して、国庫から支給する分を示したもので、鉄の場合は改めて購買する必要がなかったはずなのである。

それでは、この筆者の推理にどれほどの蓋然性があるか、駿河国の横刀を例として検証してみよう。

『延喜式』主税上では「太刀一口（長二尺四寸）鉄十斤五両鞘料鉄一斤」とあり、鉄の使用量としては、横刀の8斤5両と略々一致している。また同じく『延喜式』兵庫寮には烏装横刀一口の製作に単功21日、そのうち鉄工が関与するのが11日とある。あとは単功の価格が判れば加工賃が分るが、残念ながら同時代

の鍛冶の人件費に関する資料は見当たらない。そこで時代は下るが、康平元年（1058）の『東大寺修理所修理記』をみると、釘の鍛冶の人件費が、1人8升（1.6束）と1人5斗（10束）の2つの基準で見積もられている。一般の木工が1日1斗となっているのに比較すると、1人5斗の基準は、設備から消耗品まで自前となっている価格体系の場合と思われる。したがって、この数値を直接、横刀作成の工賃とするわけにもゆかない。太刀の場合は、釘に比べて、人件費に対する木炭費比率も低いことが想定されるので、太刀の鍛冶賃は1人2斗（4束）程度と見るのが妥当と考えられよう。その数値をもとに計算すると、11日で44束、すなわち斤当り5.3束となり、(B)の(1)の横刀の直稻、斤当り4.5束に近い。

また(B)の(3)は、具の単位を採っていることから、箭の製作に関連するものと思われる。すなわち箭では1具50隻であるが、『延喜式』によれば、1具の鏃つくりは2日かかるという。前述の基準で計算すると2日で8束、すなわち4.7束／斤となり、これも斤当り4.5束に近く、加工賃として考えても矛盾がない。かくして、周防、尾張、駿河の国正税帳の記事のすべてが、全く同一基準により、加工賃表示と理解できるようになった。鉄は官からの支給品であったのである。

考えてみれば当然である。市場経済が未発達であった奈良時代、しかも地方国衙にあって、鉄を直米で購入することなど現実的ではない。このように理解するだけでも、古代の世界を異なった視点から観ることができる。なお、加工賃を素材重量当りで規定している例は、釘の製造の場合にその例をみる。釘にも尺釘以上から3寸釘以下まで、加工度の異なる寸度があるが、加工賃は素材重量当りで支払われているのである。この件は次回鉄釘について論ずる時にも触れたいと思う。

東西格差はなかった

さて、ここまで多少ムキになって、文献史学側の見解に異議を申し立てて来たのは、その史観に宿っている（かもしれない）東日本文化の後進性意識に問題を感じているからである。もちろん古代製鉄に関しては、文献上、調として鉄を出す、出雲・伯耆・美作・備中・備後・筑前や、畿内の製鉄を担ったと思われる近江と播磨など、圧倒的に畿内と西日本に多い。文献上で東日本が出てくるのは、常陸で国司が砂鉄をとり剣を造ったという記事くらいである。しかし、これが考古学的に見ても同様かと言うと、そんなことはない。奈良

時代の製鉄遺跡の分布を見る限り、東日本が劣勢だという兆候は認められないのである。文武天皇4年(700)6月、東北に鉄冶を置くことを禁ずる令が出されているが、これは東北で製鉄が未だ盛んでなかった証左ではなく、事実逆は捉えるべきである。

その意味で、ぜひ触れておきたいのが、原島礼二氏が作った「鉄1挺あたりの東価稲穀地図」(前出「文献にあらわれた鉄」)である。図10に示す。これは『延喜式』の禄物価法にある各

種の調庸品の租米との価値換算表を、そのまま地図上に示したものであるが、出雲・石見・安芸や畿内が1挺当たり4~5束と割安なのに対して、関東などでは7束と割高で、陸奥や出羽に至っては、14束と3倍にも達している状況を明示している。

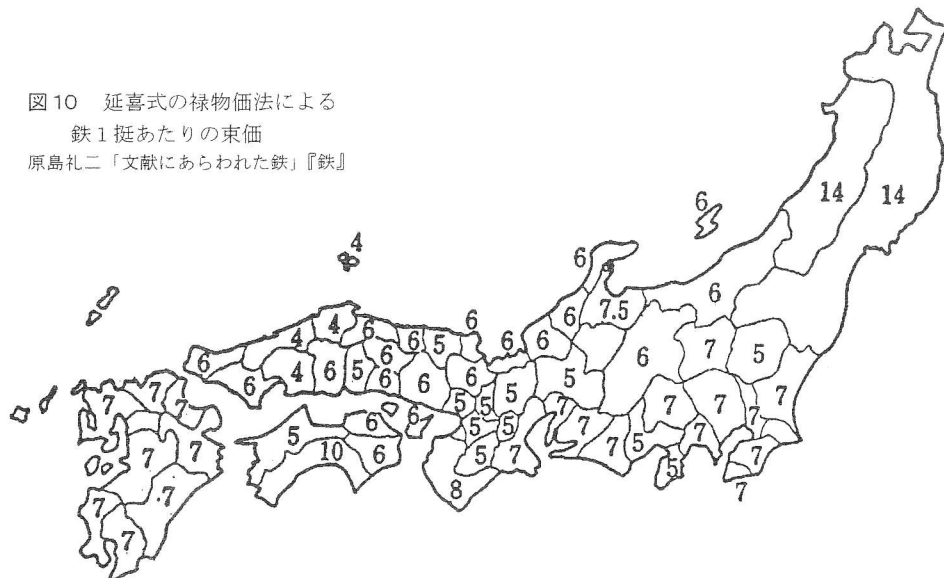
これを見ると、『延喜式』の時代になっても、未だ製鉄面で東日本が大きく遅れていると受け取られるのも無理がない。事実そのように主張されたり、解説されているのである。しかし、周防、尾張、駿河の三国正税帳の資料が加工賃の表示であり、鉄価を示すものでなく、鉄価の東西格差を示すものではないことが分かった現在、延喜式の米価地図も再検討されるべきである。

その意味では、この禄物価法とはどういう性格のもので、誰を対象に書かれたものかに、もっと注意を払ってほしいのである。こんなことは、文献史側では熟知のことと思われるが、管見にして納得ゆく解説に出会ったことがない。そのため、筆者の意見を述べる。

律令社会において、税制が租・庸・調の3種に分かれていたことは、よくご存知であろう。租とは、土地に賦課された稲類すなわち束で納める税であり、庸とは、もともと成人に課せられる京における力役を意味していたものであるが、後に布(庸布)や綿(庸綿)で代納するようになったものである。問題の鉄は、その庸として徴収されている。

このことは、税を納める場所にかかわる。すなわち、租穀はその地方の郡衙の正倉に納めるのを原則にするのに対して、庸布などの庸は、京まで届けることが原則である。したがって、租である米価(束)と庸である鉄価を比較する場合に、誰がどこで比較しているかの視点が重要になる。都からみれば、関東の租米は、1駄

図10 延喜式の禄物価法による
鉄1挺あたりの東価
原島礼二「文献にあらわれた鉄」『鉄』



(60kg程度、米20束に相当)につき100束もの陸送運賃を支払わねばならないのであるから、かなり割引かれて評価されても止むを得ない。もちろん実際面で、関東から米が運ばれることなど当時はなかった。

さてそれでは都において、租穀がどのように評価されていたかの事例を、寛平年間(889~898)の『東大寺諸国封物来納帳』に見てみよう。表18に整理して示す。

これを見ると、同じ米でも、庸米の価格は各地で1斗当たり50文か、あるいは現物納入で、すべて原則どおり同一価である。もちろん運送費の嵩まぬ近国では物納、比較的遠い国からは銭納で、経済原則が成り立っている。また庸の基になっている仕丁の場合も、各国とも1人2304文で、原則どおりである。

一方、租穀の場合を見てみると、その評価は、下野国の1斗当たり3文(米換算6文)から近江国の25文(米換算50文)まで、極端な差がある。近江では現物納入の

表18 東大寺諸国封物来納帳(寛平年間)

来納国	仕丁	庸米	租穀
	文/人	文/斗	文/斗
伊賀	2304	現納	
近江	2304	現納	25
美濃	2304	現納	10
駿河	2304		4
下野	2304		3
若狭	2304	50	10
越中	2304		5
越後	2304		6
丹後	2304		8
播磨	2304	50	8
阿波	2304	50	
讃岐	2304	50	
土佐	2304		7

表 19 延喜式禄物価法の絹価と鉄価および絹鉄比価

国	絹 束/疋	調布 束/端	鉄 束/廷	鉄/絹 疋/廷	国	絹 束/疋	調布 束/端	鉄 束/廷	鉄/絹 疋/廷	国	絹 束/疋	調布 束/端	鉄 束/廷	鉄/絹 疋/廷
畿内	30	15	5	0.167	信濃	90	30	6	0.067	備前	55	30	6	0.109
伊賀	60	30	7	0.117	上野	90	30	7	0.078	備後	55	30	6	0.109
伊勢	60	30	7	0.117	下野	90	30	5	0.056	周防	55	30	6	0.109
志摩	60	30	7	0.117	陸奥	160	50	14	0.088	長門	55	30	6	0.109
相模	60	30	7	0.117	出羽	150	50	14	0.093	淡路	55	30	6	0.109
尾張	80	30	7	0.088	若狭	80	30	6	0.075	但馬	55	30	5	0.091
参河	80	30	7	0.088	越前	80	30	6	0.075	備中	55	30	5	0.091
遠江	80	30	7	0.088	加賀	80	30	6	0.075	出雲	55	30	4	0.073
駿河	80	30	5	0.063	能登	80	30	6	0.075	石見	55	30	4	0.073
伊豆	60	30	5	0.083	越中	70	30	7.5	0.107	隠岐	55	30	4	0.073
甲斐	80	30	7	0.088	越後	70	30	6	0.086	安芸	55	30	4	0.073
武蔵	80	30	7	0.088	佐渡	70	30	6	0.086	紀伊	55	30	8	0.145
上総	80	30	7	0.088	丹波	55	30	6	0.109	阿波	50	30	6	0.120
安房	80	30	7	0.088	丹後	55	30	6	0.109	讃岐	55	30	6	0.109
下総	80	30	7	0.088	因幡	55	30	6	0.109	伊予	55	30	5	0.091
常陸	80	30	7	0.088	伯耆	55	30	6	0.109	土佐	55	30	10	0.182
近江	60	30	5	0.083	播磨	55	30	6	0.109	太宰	80	40	7	0.088
美濃	60	30	5	0.083	美作	55	30	6	0.109					

庸米と価格が変わらないのに、下野では約10分の1である。概観して見ても、遠国の租穀ほど鉄価が低いのが一目瞭然であろう。

このような事実は、禄物価法にも当然影響されるはずである。なんとすれば、この換算表は、平安京の貴族階級や官吏を対象としているものである。その証拠に、五位よりも上級の貴族が、禄を給うに際して、もし駿河や信濃や能登や伯耆よりも遠国の場合は、国が運賃を負担することを明示している。

禄物価法に示された鉄価すなわち原島氏の「鉄価地図」が、束で表示されていることに注意すれば、それは相対的な表示であり、鉄が高いのか租穀が安いのか区分し得ないことに気づくはずである。

念のため、禄物価法に示された絹の価格や調布の価格と鉄の価格を諸国別に比較して表19に示す。

図10のように、租米価と比較するのではなく、絹価と比較するのであれば、陸奥・出羽の鉄価も特に割高というわけではないことが、よく分かるであろう。

もっとも、このような議論に対して、陸奥や出羽では、鉄と同じく絹も高価であったとの反論があるかも知れない。しかし、延喜式よりやや時代は下るが、平安中期には、出羽国の絹は極めて良質で、そのため他国産の絹まで出羽錦と偽称されたことがあるほどで、陸奥・出羽あわせて800疋を交易年料として進上していた事実がある。出羽・陸奥の絹が異様に高価であったはずがない。そのことから筆者の主張に理があるであろう。

このように考えると、原島氏の「鉄価地図」が必ずしも、東北や遠国で鉄生産が低調であった証拠とはなり得ないことに、同意していただけるであろう。

古代の鉄価推移

以上のように、奈良時代の唯一の鉄価史料と考えられていた三国正税帳の記載が、じつは加工賃の記載に過ぎなかったことが判明したことで、奈良時代の鉄価を直接的に求めることができなくなってしまった。その結果、村上氏が『延喜式』の記述を基準にして、奈良時代の鉄価史料を援用して求めた方法が、現在のところ最も信頼できるということになる。すなわち、天平宝字4年(760)の「造法華寺金堂所解」に鉄1口45文とあることから、鉄価を32文/斤(106文/廷)と求めた値である。これは当時の米価を500文/石(25文/束)とすれば、4.25束/廷(鉄・米比価=6.4)であり、『延喜式』禄物価法の5束/廷とほぼ一致している。

なお、平安時代以降の米価の推移については、『延喜式』のような公定価格の他に、『平安遺文』にも散見される。福田豊彦氏が「文献史料より見た古代の製鉄」『古代日本の鉄と社会』に、一覧表として示しているが、東大寺封物の場合、1046～1118年の例では、米1石が鉄5挺で、鉄・米比価にして6である。また、『東大寺修理所修理記』の康平元年(1058)の鉄釘素材価格は、廷あたり30升で、鉄・米比価にして9である。

その他、平安時代後期の例では、久寿二年(1155)の

「石山寺丈六仏支度」『平安遺文』補 81 号に鉄 1 挺代 2 疋の史料がある。仁平 2 年 (1152) には、米 1 石は 10 疋であった (鳥羽法皇 50 歳宝算) ので、ここでも米 1 石で鉄 5 挺である。すなわち、鉄・米比価は 6 である。

鎌倉時代になると、史料が極度に少なくなる。その中では、唯一とも言えるべき史料が「筑後鷹尾社宝殿上葺用途日記」『鎌倉遺文』9024 号である。弘長三年 (1263) の本史料には「鉄五束 (但十二貫用途五石) 但釘料」の記事がある。これは、鉄五束の重量が十二貫で、その代金が五石と理解できるので、鉄・米比価は 6.67 となる。

鎌倉時代の鉄価について、もうひとつの史料は弘安八年 (1285) の「筑後瀬高下荘鎮守宝殿修理用途進状」『鎌倉遺文』15494 号で、そこには「鉄一束代八百文」

とある。ここに用いられた束の重量がわからないが、もし弘長三年の「筑後鷹尾社」の場合と同一なら、2.5 貫である。この推定が正しければ、この頃米 1 石銭 1 貫であるから、鉄・米比価は 5.12 と計算される。なお、正応二年 (1289) の「東大寺修理新造等注文案」『鎌倉遺文』16858 号に「鉄三十七束百廿九丁」の記載がある。鉄 37 束が 129 丁 (挺) の重量と読むならば、束は 7 キログラムすなわち約 2 貫である。上述の推定を裏づけるものと言えよう。

以上のように、これらの資料で見ると、平安時代から鎌倉時代にかけての鉄・米比価は、ほぼ 6~9 と考えて大過なく、奈良時代からあまり変化がなかったことを知ることができる。

横書き句帳から (24)

万歩計 (続)

竹内 紫緒

□ 高速道路見上げ見下ろす万歩かな

都会に住むと、車両の高速化とか流れの改善の工事ばかり目に映る。万歩族から見ると、高速道路のうねりの隙間を通して歩く、窮屈な日本になってしまった。

高尾山のようなハイキングコースでさえ、高速道路が視野から消えないのである。

□ 1 年のグラフが書けた万歩計

本来の目的である保健のための 1 万歩を続けている間に粗い記録が取れる。なにも 1 万歩に限った運動でなく、雨天に休み、ハイキングの調子で 2~3 万歩あるくのも結構で、総計値・平均値は残せる。時間から距離を概算してもいい。

どうしても春と秋の気分のよい日に歩数の合計値が増える。最初の 1 年は、夏冬の歩行値がごく少なくて、保健上は四季を通じて均すことが必要だと思った。

2, 3 年たつと暖冬の気温変化に合わせて歩くことに精を出すようになる。夏は夏で、机上作業にかまけて冷房に浸る結果になるから、ここでも決意をもって動かねばならない。温暖化で年々真夏日が増えるようだから、夏は早朝のわずかな温度低下にも注目し、川ぞいの遊歩道に足を向ける習慣をつけた。

□ 夏は夜明け冬は日和を万歩計

まじめに運動を続けていたら、関東南部の地理に明るくなり、体重もほぼ一定値を続けて 7~8 年がたった。いろいろの人に会い、話をしながら歩き、それが記憶を助け、句作にも役だった。

自分の写真をだれかに撮ってもらうのも大事である。

□ 万歩計 道を教える英語なら

近年は外人も増えだし、道を聞かれることがある。その程

度の英語は忘れていない。

□ ゲートボールの音にも呼ばれ万歩計

歩く人にとって音響も気分転換にいい。たいていの音源は聞き分けられる。鳥の声が分かれば楽しいだろう。選挙カーの声は山道でもよく響くものである。

□ イヤホンを外さず語る万歩計

神社仏閣が目につけば立ち寄って拝むのが普通である。たまたま耳はラジオを聴取中という場合もあり、本式の参拝の動作を略すこともある。

□ 石段の分も加味する万歩計

坂や石段を登るのはいい運動だが、この時はきつい割には値が小さい。いちいち係数を掛けるのも面倒だし、月々の総計値のうち登坂のエネルギーも何割かあると承知していれば、そのままでもいい。むしろケガに注意である。

□ ベイブリッジの弧をたどりた万歩計

横浜に大きな斜張橋が架けられた。遠くからよく見えるし、橋からの眺めもよさそう。歩いて渡りたいと思ったが、他県人には交通の要領が不明だった。そこで団体旅行に加わり、まず船で橋下を通った。壮観であった。

次に、橋から展望する機会を得た。市営バスで橋の北詰のバス停に赴き、スカイウォーク (空中散歩) と呼ぶ、橋の車道の真下に設置された歩廊までエレベーターで昇る。

ここから東側・西側の 2 本の遊歩道が始まり、その長さは 360 m ある。橋の中ほどにあるスカイラウンジで休憩して戻るようになっている。港内の眺めはよく、天気しだいだが富士山が見える。

その後、東京レインボーブリッジが完成し、ここでも歩き、さらに関西には明石大橋も完成して訪問する機会があったが、万歩の話からは逸れていきそう。

最近、橋形よりも高層が目立って、横浜のランドマークタワーの 69 階にある展望フロア (スカイガーデン) が有名になった。エレベーターは 40 秒で 273 メートルまで上がる。(1000 円要)

万歩計がほとんど動かない場所で本稿は終わりである。